社会福祉法人いなほ福祉会　役員等報酬規程

（ 報酬等の支給の基準 ）

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人いなほ福祉会（以下「法人」という。）定款第８条及び第２２条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（原資の確保）

第２条　法人は、報酬の原資として本部会計の収入をもって充当する。

（報酬等の支給）

第３条　非常勤役員等には、業務に応じた報酬等を支給する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第４条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１）報酬については、別表第１に定める額

（２）非常勤役員等が職務のため出張等をしたときは、職員「給与規程」第５章旅費の規定に基づき、旅費を支給する。

（法人職員給与との併給）

第５条　法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

（報酬等の支給方法）

第６条　非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、評議員については、当該会議に出席した都度支給する。理事・監事については、当該年度末（３月）に一括して支給する。

２　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（会計処理の方法）

第７条　勘定科目は、本部会計、役員報酬とし、所定の税率による源泉所得税控除を行う。

（公表）

第８条　法人は、この規定をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第９条　この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第10条　この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

　　この規程は、平成１０年　９月　９日より施行する。

　　この規程は、平成２９年　４月　１日より施行する。

附則

　　平成２９年４月１日からの報酬の総額については、評議員の報酬にあっては各年度の総額が５００，０００円を超えない範囲とし、役員（理事・監事）の報酬にあっては各年度の総額が５００，０００円を超えない範囲とする。

　別表第１　　　非常勤役員等の報酬

（１）評議員

|  |  |
| --- | --- |
| **業務内容** | **日　　額** |
| 評議員会への出席 | ３，０００円 |

（２）理　事

|  |  |
| --- | --- |
| **業務内容** | **日　　額** |
| 理事会への出席 | ３，０００円 |
| 評議員会・経営会議等会議への出席 | ３，０００円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | ３，０００円 |

（３）監　事

|  |  |
| --- | --- |
| **業務内容** | **日　　額** |
| 理事会・評議員会への出席 | ３，０００円 |
| 監事監査等での出勤 | ３，０００円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | ３，０００円 |